

【Q】行政処分(業務の一部を停止とする命令)が出たと聞いたが、詳しく説明して欲しい。

《A》平成 29 年 11 月 24 日(金)に監督官庁である消費者庁より、弊社は一部会員さまの勧誘活動のなかで「病気が治る」「社名や目的などを告げない」などといった違反行為があったとして業務の一部を停止するようにとの処分をいただきました。

具体的には平成 29 年 11 月 25 日(土)から平成 30 年 5 月 23 日(水)までの 6 か月間、新規勧誘、申込受付及び契約締結を行わないようにとの命令でございます。

この期間、あらたな方を勧誘したり、ご登録(契約)をおこなうことは出来ません。

この度の処分を弊社としては真摯に受け止め、コンプライアンスの更なる徹底に向けて会社全体で継続的に取り組んでまいります。

尚、通常の営業は変わらずにおこなってまいります。

【Q】具体的にどのようなことを違反行為とされたのですか。

《A》新規の方を勧誘する場合「名前」「社名」「目的」を告げなければいけないのですが、一部会員さまの勧誘活動のなかで目的や社名などを告げずにお誘いしていたこと、そして弊社の製品を使えば「病気が治る」といった不実の告知がおこなわれていたことが違反行為の対象となりました。

【Q】営業はしばらく行えないということですか。

《A》通常営業いたします。

この度の処分は一定期間、新規勧誘、申込受付及び契約締結を行わないようというものです。本社を含めサロン・シナプスカフェ・ステーション全て通常営業してまいります。

【Q】製品が買えなくなるのでしょうか。

《A》毎月の口座振替の定期ご購入につきましては従来通りお引き落としの後、発送させていただきます。

※定期注文到着日：12 月度 12 月 10 日(日)～11 日(月)頃、1 月度 1 月 13 日(土)～14 日頃お届け予定。

また、既存の会員さまにおいては今まで通り弊社製品をお電話、FAX、WEB、サロンにてご購入いただけます。

【Q】新規勧誘や登録はできなくなるのでしょうか。

《A》この度の処分で 6 か月の間、新規勧誘、申込受付及び契約締結は一切おこなえません。非会員の方へ勧誘のお声掛けや登録申請書へのご記入などは平成 30 年 5 月 23 日(水)までお控えください。

【Q】 会員登録したいとおっしゃっている方がいます。

《A》平成 29 年 11 月 24 日（金）中にご提出いただいた新規登録は承ります。
平成 29 年 11 月 25 日（土）以降ご提出いただいた新規登録は承っておりません。

【Q】 サロンに未登録の人は行けないのですか。

《A》平成 30 年 5 月 23 日（水）まで、未登録の方の会社施設へのご来場はお控えください。

【Q】 セミナーは開催されますか。

《A》はい、オープンセミナー、フレンドリーセミナーともに開催いたします。
ただし、平成 29 年 11 月 25 日（土）から平成 30 年 5 月 24 日（木）までは会員さま限定のセミナーとなりますので、非会員の方はご参加いただけません。

【Q】 Keep shop の購入はできますか。

《A》はい、ご購入いただけます。
ご購入いただける製品は Keep shop サイトに掲載されているもののみとなります。
ご了承くださいませ。

【Q】 このようなことになった責任は誰にあるのですか。

《A》このような活動の一切を管理すべき責任は会社にあります。
今後会社一丸となって、徹底したコンプライアンス体制の強化と再発防止にと努めてまい
る所存でございます。

【Q】 再発防止のために何か取り組みをおこなっていますか。

《A》現在様々な施策（第三者委員会の設置、サンキューレターの送付対象の拡大、トレー
ナー認定制度の厳格化、勧誘登録時の事前確認書、会員主体の地域別コンプライアンス委
員会の設置、セミナーの内容及び運営の改善など）に取り組んでおります。
今回ご指摘いただいた課題の解決に向けてコンプライアンス指導に重きをおき、会員の皆
さまとともに全体の意識改革に取り組んでまいります。
詳しくは公式ホームページ、改善への取り組みをご覧ください。